

○財務省告示第六十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年
度の初日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象
外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成二十六年年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数
量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十八万六千四百四十六トン

二 冷凍牛肉

二十五万九千二百二十四トン

2 平成二十六年年度の初日から平成二十七年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対
象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

七万五千四百十九トン

二 冷凍牛肉

十一万五千六百五十三トン